



鳥取県公報

平成13年 3月13日(火)
第 7 2 6 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	字の区域の新設等 (市町村振興課)	1
	字の区域の変更等 (")	3
	字の区域の変更 (3件) (")	3
	特定計量器の定期検査の実施 (経済通商課)	8
	鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の利用料金 (生産流通課)	9
	土地改良区の役員の退任 (耕地課)	9
	県営土地改良事業計画の決定 (")	10
	土地改良法による換地処分 (5件) (")	10
	県営土地改良事業の工事の完了 (")	11
	保安林の指定の解除予定 (森林保全課)	11
選管告示	選挙管理委員会の招集.....	11

告 示

鳥取県告示第144号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定に基づき、佐治村長から次のとおり字の区域を新設し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の 2 第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定による県営土地改良事業に係る佐治地区第 1 工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成13年 3月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

新たに画する字の名称	同左の区域 (平成12年 8月 1 日現在の地番による。)
大字畑字平成	大字畑字堂ノ下ホリ田38の 1、38の 4、39の 1 の一部、44の 2 の一部、45の一部、46、47、48の 1 の一部、48の 2 の一部、48の 6 及びこれらと一体をなす国有地 大字畑字本田49の 1 の一部、50の 1 の一部、51の 1 の一部、51の 3 の一部、52の 1 の一部、53の一部、57、59の 1、59の 2、60の 1、60の 2、61の 1、61の 2、62の一部、63の一部、65から67までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字畑字クマノ下タ70の一部及びこれと一体をなす国有地

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成12年8月1日現在の地番による。）
大字畑字マト場	大字畑字マト場の全域 大字畑字河原田13の1から13の3まで、14の3、16の2、18、19の1及びこれらと一体をなす国有地並びに14の1、14の2、19の2と一体をなす国有地の一部 大字畑字堂ノ下ホリ田48の1の一部、48の2の一部、48の3 大字畑字本田49の1の一部、49の2、50の1の一部、50の2、51の1の一部、51の2、51の3の一部、52の1の一部、52の2、53の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字畑字河原田	大字畑字河原田のうち13の1から13の3まで、14の3、16の2、18、19の1及びこれらと一体をなす国有地並びに14の1、14の2、19の2と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字畑字堂ノ下ホリ田	大字畑字堂ノ下ホリ田のうち38の1、38の4、39の1、41の2、43の1、44の1から44の3まで、45から47まで、48の1から48の3まで、48の6及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字畑字本田	大字畑字本田のうち49の1、49の2、50の1、50の2、51の1から51の3まで、52の1、52の2、53、57、59の1、59の2、60の1、60の2、61の1、61の2、62から67まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字畑字クマノ下タ	大字畑字堂ノ下ホリ田39の1の一部、41の2、43の1、44の1、44の2の一部、44の3、45の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字畑字本田62の一部、63の一部、64、65から67までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字畑字クマノ下タのうち70の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字加茂字岡	大字加茂字岡のうち460と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字加茂字岡ノ上ミ	大字加茂字岡460と一体をなす国有地の一部 大字加茂字岡ノ上ミの全域 大字加茂字大井手ノ上589の5、590の2、610の1の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに589の4、591と一体をなす国有地の一部 大字加茂字冷ケ登路611の一部、615の1の一部、617の1の一部、617の2、617の3、617の4の一部、617の5、617の6の一部、617の7、620の1の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字加茂字大井手ノ上	大字加茂字大井手ノ上のうち589の5、590の2、610の1及びこれらと一体をなす国有地並びに589の4、591と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字加茂字井手ノ下	大字加茂字大井手ノ上610の1の一部 大字加茂字冷ケ登路611の一部、612から614まで、615の1の一部、615の2、617の1の一部、617の4の一部、617の6の一部、620の1の一部、620の2、621及びこれらと一体をなす国有地 大字加茂字井手ノ下のうち633の1、636の1、637の1と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字加茂字ラン谷尻	大字加茂字井手ノ下633の1、636の1、637の1と一体をなす国有地の一部 大字加茂字ラン谷尻の全域
廃止する字の名称	大字加茂字冷ケ登路

鳥取県告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、大栄町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業に係る大倉地区第4工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成13年 3月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成12年 6月13日現在の地番による。）
大字穂波字小松形	大字穂波字小松形のうち412、413の2以外の区域
大字穂波字獅子井尻	大字穂波字獅子井尻の全域 大字穂波字小松形412、413の2
大字穂波字東道下	大字穂波字東道下の全域 大字島字林ノ前の全域

廃止する字の名称	大字島字林ノ前
----------	---------

鳥取県告示第146号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、国府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業に係る東因幡地区雨滝工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成13年 3月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成12年11月 1日現在の地番による。）
大字雨滝字丸塚	大字雨滝字丸塚の全域 大字雨滝字小丸山128の3と一体をなす国有地の一部 大字雨滝字長通り171と一体をなす国有地の一部
大字雨滝字小丸山	大字雨滝字小丸山のうち128の3と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字雨滝字長通り	大字雨滝字長通りのうち171と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字雨滝字向土居	大字雨滝字向土居のうち261、262の1、262の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字雨滝字赤潰	大字雨滝字赤潰のうち284の1と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字雨滝字小杉谷口	大字雨滝字向土居261、262の1、262の2及びこれらと一体をなす国有地 大字雨滝字小杉谷口の全域
大字雨滝字半ノ田	大字雨滝字赤潰284の1と一体をなす国有地の一部 大字雨滝字半ノ田の全域

大字雨滝字数田	大字雨滝字数田のうち512の1の一部、513の一部、514、515の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字雨滝字小ブケ	大字雨滝字数田512の1の一部、513の一部、514、515の2及びこれらと一体をなす国有地 大字雨滝字小ブケの全域
大字雨滝字前田	大字雨滝字前田のうち587、588、589の1の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字雨滝字階回	大字雨滝字階回のうち590の1、591の一部、593の一部、594の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字雨滝字古宮	大字雨滝字前田587、588、589の1の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字雨滝字階回590の1、591の一部、593の一部、594の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字雨滝字古宮の全域

鳥取県告示第147号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、佐治村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業に係る佐治地区第4工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成13年3月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成12年11月6日現在の地番による。）
大字大井字宮ノ元	大字大井字宮ノ元の全域 大字大井字縄手255の1、257の1、257の3、257の4、258、258の3、259の1、259の2、261の1、262の1、262の2及びこれらと一体をなす国有地 大字大井字大教寺282及びこれと一体をなす国有地
大字大井字縄手	大字大井字縄手のうち255の1、257の1、257の3、257の4、258、258の3、259の1、259の2、261の1、262の1、262の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字大井字清水通265の1、265の2、266の1、266の2、267、267の1、268の1、268の5、268の6、269の4及びこれらと一体をなす国有地 大字大井字河原田273の2、273の3、273の7、274の2から274の4まで、275、275の1及びこれらと一体をなす国有地 大字大井字砂原276の7及びこれと一体をなす国有地 大字大井字小橋ノ元292の一部、292の1の一部、293の一部、294の1の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字大井字清水通	大字大井字清水通のうち265の1、265の2、266の1、266の2、267、267の1、268の1、268の5、268の6、269の4及びこれらと一体をなす国有地並びに270の1、270の5と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字大井字河原田	大字大井字河原田のうち273の2、273の3、273の7、274の2から274の4まで、275、275の1及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字大井字清水通270の1、270の5と一体をなす国有地の一部

大字大井字砂原	大字大井字砂原のうち276の7及びこれと一体をなす国有地並びに276の1と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字大井字大教寺	大字大井字大教寺のうち282及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字大井字畑ケ田	大字大井字畑ケ田のうち291の1と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字大井字鷲ヲロシ299の3及びこれと一体をなす国有地
大字大井字小橋ノ元	大字大井字砂原276の1と一体をなす国有地の一部 大字大井字畑ケ田291の1と一体をなす国有地の一部 大字大井字小橋ノ元のうち292の一部、292の1の一部、293の一部、294の1の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字大井字鷲ヲロシ300の4、300の6、300の7、303の3の一部、303の5の一部、303の7の一部、306の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字大井字鷲ヲロシ	大字大井字鷲ヲロシのうち299の3、300の4、300の6、300の7、302、303の1、303の3の一部、303の5の一部、303の7の一部、303の10、306の一部、306の1の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字大井字家ノ下307の一部、307の1の一部、308の一部、309の1の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字大井字宮ノ前311の2
大字大井字家ノ下	大字大井字鷲ヲロシ306の一部、306の1の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字大井字家ノ下のうち307の一部、307の1の一部、308の一部、309の1の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに307の2、308、310の2と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字大井字聖坂342の1の一部、342の2 大字大井字西田355の2の一部
大字大井字宮ノ前	大字大井字鷲ヲロシ302、303の1、303の10及びこれらと一体をなす国有地 大字大井字宮ノ前のうち311の2以外の区域 大字大井字上工段330の9、330の10 大字大井字聖坂343の2の一部、343の3の一部、344の2の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字大井字熊ノ谷498の2、499の2
大字大井字上工段	大字大井字上工段のうち330の9、330の10以外の区域
大字大井字聖坂	大字大井字聖坂のうち342の1、342の2、343の1、343の2の一部、343の3の一部、344の2の一部、347の1、349、350、350の1、351から353まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字大井字西田	大字大井字家ノ下308の一部及びこれと一体をなす国有地並びに307の2、308、310の2と一体をなす国有地の一部 大字大井字聖坂342の1の一部、343の1、347の1、349、350、350の1、351から353まで及びこれらと一体をなす国有地 大字大井字西田のうち355の2の一部以外の区域
大字大井字熊ノ谷	大字大井字熊ノ谷のうち498の2、499の2以外の区域
大字森坪字蛇ツへ谷口	大字森坪字蛇ツへ谷口のうち351の1、352の1から352の3まで、353の1、355の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字森坪字小河原	大字森坪字小河原のうち357の1及びこれと一体をなす国有地並びに357の2から357の4までと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字森坪字ウス淵	大字森坪字蛇ヅへ谷口351の1、352の1から352の3まで、353の1、355の3及びこれらと一体をなす国有地 大字森坪字小河原357の1及びこれと一体をなす国有地並びに357の2から357の4までと一体をなす国有地の一部 大字森坪字ウス淵の全域
大字古市字中島	大字古市字中島のうち67の9、67の11と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字古市字花立	大字古市字花立のうち68、68の1、69の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字古市字城	大字古市字城のうち90の1、91の1、97の4及びこれらと一体をなす国有地並びに97の1と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字古市字五輪ノ元	大字古市字中島67の9、67の11と一体をなす国有地の一部 大字古市字花立68、68の1、69の3及びこれらと一体をなす国有地 大字古市字五輪ノ元のうち71の6、71の7、72の3、73、74の1、75の1、76、77の1、77の2、78の1、78の2、80、81の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字古市字城90の1、91の1、97の4及びこれらと一体をなす国有地並びに97の1と一体をなす国有地の一部
大字古市字古宮ノ上	大字古市字古宮ノ上のうち110の3、110の4、111の2、120及びこれらと一体をなす国有地並びに118と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字古市字鳥居ノ上	大字古市字五輪ノ元71の6、71の7、72の3、73、74の1、75の1、76、77の1、77の2、78の1、78の2、80、81の3及びこれらと一体をなす国有地 大字古市字古宮ノ上110の3、110の4、111の2の一部、120及びこれらと一体をなす国有地 大字古市字鳥居ノ上の全域 大字古市字井領128、129の1及びこれらと一体をなす国有地並びに134の1と一体をなす国有地の一部 大字古市字中縄手145の4の一部、148の2の一部、149の一部、150の一部
大字古市字井領	大字古市字井領のうち128、129の1及びこれらと一体をなす国有地並びに134の1と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字古市字中縄手	大字古市字中縄手のうち145の4の一部、148の2の一部、149の一部、150の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字古市字下モ山根246の1の一部、246の2の一部、246の3、247の1の一部、248の2の一部、249の一部、255の一部、257の4の一部、258の一部、259の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字古市字下モ山根	大字古市字古宮ノ上111の2の一部及びこれと一体をなす国有地並びに118と一体をなす国有地の一部 大字古市字中縄手149の一部、150の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字古市字下モ山根のうち246の1の一部、246の2の一部、246の3、247の1の一部、248の2の一部、249の一部、255の一部、257の4の一部、258の一部、259の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字古市字屋敷	大字古市字屋敷のうち209の5と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字古市字上山根	大字古市字屋敷209の5と一体をなす国有地の一部 大字古市字下モ山根246の3の一部、247の1の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字古市字上山根の全域

大字刈地字郷原	大字刈地字郷原のうち20の一部及びこれと一体をなす国有地並びに22の2と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字刈地字勘蔵河原27の一部、28の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに30の1と一体となす国有地の一部 大字刈地字九日土居36の5、37及びこれらと一体をなす国有地 大字刈地字下替地68、69の3 大字刈地字宮ノ前307の11の一部及びこれと一体をなす国有地
大字刈地字勘蔵河原	大字刈地字郷原20の一部及びこれと一体をなす国有地並びに22の2と一体をなす国有地の一部 大字刈地字勘蔵河原のうち27の一部、28の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに30の1と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字刈地字宮ノ前307の11の一部及びこれと一体をなす国有地
大字刈地字九日土居	大字刈地字九日土居のうち36の5、37及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字刈地字宮ノ前307の11の一部及びこれと一体をなす国有地
大字刈地字下替地	大字刈地字下替地のうち68、69の3以外の区域
大字刈地字小ムカヒ	大字刈地字小ムカヒのうち111、118の2及びこれらと一体をなす国有地並びに108の1、109の1、112の1、123の1と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字刈地字口ノ元	大字刈地字小ムカヒ111、118の2及びこれらと一体をなす国有地並びに108の1、109の1、112の1、123の1と一体をなす国有地の一部 大字刈地字口ノ元のうち148、148の1と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字刈地字奥ノ元155の2、155の4及びこれらと一体をなす国有地 大字刈地字向ヒ田185の2の一部 大字刈地字野田ノ尾436の2、440の2、441の2
大字刈地字奥ノ元	大字刈地字奥ノ元のうち155の2、155の4及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字刈地字向ヒ田	大字刈地字口ノ元148、148の1と一体をなす国有地 大字刈地字向ヒ田のうち185の2の一部並びに159、161の2、161の3と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字刈地字谷土居207の4、207の6、207の8及びこれらと一体をなす国有地並びに204の1、204の2、206と一体をなす国有地の一部 大字刈地字廣畑ケ208の2、212の2、214の2の一部、216の1の一部、216の2、217の1、217の2、218の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字刈地字カウハナ458の7、458の8
大字刈地字谷土居	大字刈地字谷土居のうち207の4、207の6、207の8及びこれらと一体をなす国有地並びに204の1、204の2、206と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字刈地字廣畑ケ	大字刈地字向ヒ田159、161の2、161の3と一体をなす国有地の一部 大字刈地字廣畑ケのうち208の2、212の2、214の2の一部、216の1の一部、216の2、217の1、217の2、218の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字刈地字壹反田	大字刈地字壹反田のうち254の1、255の1、256、257及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字刈地字谷田	大字刈地字壹反田254の1、255の1、256、257及びこれらと一体をなす国有地 大字刈地字オノタワ318、321の2 大字刈地字谷田の全域 大字刈地字木屋ノ尾518の5、518の7から518の9まで、519の3

大字刈地字小谷口	大字刈地字小谷口の全域 大字刈地字布尾529の4から529の6まで
大字刈地字オノタワ	大字刈地字オノタワのうち318、321の2以外の区域
大字刈地字野田ノ尾	大字刈地字野田ノ尾のうち436の2、440の2、441の2以外の区域
大字刈地字カウハナ	大字刈地字カウハナのうち458の7、458の8以外の区域
大字刈地字宮ノ前	大字刈地字宮ノ前のうち307の11及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字刈地字木屋ノ尾	大字刈地字木屋ノ尾のうち518の5、518の7から518の9まで、519の3以外の区域
大字刈地字布尾	大字刈地字布尾のうち529の4から529の6まで以外の区域
大字小原字小行岸	大字小原字小行岸の全域 大字小原字河原91と一体をなす国有地の一部
大字小原字河原	大字小原字河原のうち91と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第148号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、泊村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業に係る泊地区原2工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成13年 3月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成12年12月1日現在の地番による。）
大字原字唐川	大字原字唐川のうち6の一部、7の1の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字原字二ノ唐川12の一部、16の3の一部、17の1の一部、17の2の一部、18の一部、19の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字原字二ノ唐川	大字原字唐川6の一部、7の1の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字原字二ノ唐川のうち12の一部、16の3の一部、17の1の一部、17の2の一部、18の一部、19の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字原字流田33の1、35の1、40の4及びこれらと一体をなす国有地
大字原字流田	大字原字流田のうち33の1、35の1、40の4及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第149号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 3月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

実施区域	実 施 期 間	実 施 場 所
気 高 郡	平成13年 4月17日から平成14年 3月29日まで	当該特定計量器の所在の場所

2 1の特定計量器以外の特定計量器

実施区域	実施期日	実 施 時 間	実 施 場 所
気 高 郡 青 谷 町	平成13年 4月17日	午後 1時から午後 3時まで	気高郡青谷町大字青谷4083 - 3 青谷町中央公民館
気 高 郡 鹿 野 町	平成13年 4月18日	〃	気高郡鹿野町大字鹿野1517 鹿野町役場
気 高 郡 気 高 町	平成13年 4月19日	〃	気高郡気高町大字浜村233 - 2 気高町農業者トレーニングセンター
気 高 郡	平成13年 4月27日	〃	鳥取市若葉台南七丁目 7 鳥取県計量センター
〃	平成13年 5月 7日 から同月31日まで	午前 9時から午後 4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商課計量係

鳥取県告示第150号

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県条例第24号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成13年 3月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 利用料金

区 分	単 位	金 額
個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 200円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 500円
団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 160円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 400円

2 承認年月日

平成13年 3月 5日

鳥取県告示第151号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大倉土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年 3月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 松 井 裕 己 倉吉市別所304

平成12年 8月21日退任

鳥取県告示第152号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営畑地帯総合整備事業北条砂丘大栄地区農業用排水、農道整備及び暗きょ排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年3月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成13年3月14日から20日間

3 縦覧に供する場所

大栄町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第153号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る佐治地区（第1工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成13年3月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第154号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大倉地区（第4工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成13年3月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第155号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東因幡地区（雨滝工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成13年3月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第156号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る佐治地区（第4工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成13年3月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第157号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る泊地区（原2工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成13年 3月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第158号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成13年 3月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

事業主体	土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
気 高 町	団体営ほ場整備事業日光地区区画整理	平成 5 年 3 月25日
〃	農村総合整備モデル事業姫路地区区画整理	平成 6 年 3 月25日
〃	農林業地域改善対策事業夏ヶ谷地区区画整理	平成 7 年 3 月24日

鳥取県告示第159号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成13年 3月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町下石見字落工1806の17
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第12号

平成13年第8回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成13年 3月13日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成13年3月16日(金) 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 平成13年度明るい選挙推進運動要領について
 - (2) 船岡町長選挙に係る審査申立てについて
 - (3) その他